

平成23年度第2回おおいた子ども・子育て応援県民会議

日時 平成23年9月13日

14:00～16:10

場所 大分県土地改良会館 大会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 行政説明

* 「新おおいた子ども・子育て応援プラン」進捗状況について

* 「いつでも子育てほっとライン」相談事例について

(2) 意見交換

①子育て世代と地域社会とのつながりづくりについて

②発達障がい児（者）への効果的な支援の連携について

③幼稚園と保育所の連携について

④企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進について

3 閉 会

【飯田参事】 ただ今から「平成23年度第2回おおいた子ども・子育て県民会議」を開催いたします。はじめに広瀬知事よりご挨拶を申し上げます。

【広瀬知事】 皆さん、こんにちは。大変お忙しいところ、またお暑い中、こうしておいでいただきまして誠にありがとうございます。今日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

ご存知のように、大分県は今「子育て満足度日本一」の大分県を目指そうということで、いろんな皆さんのご意見をいただきながら政策を進めているところでございます。「子育て満足度日本一」、いろんな中身があると思いますけれども、我々は大きく3つの柱を立ててやらせていただいております。1つは、やはり子育ての時に伴う経済的な負担をできるだけ軽減していこうということで、保育料の支援など、あるいは乳幼児の医療費の支給といったようなことを中心に、経済的負担の軽減ということをやらせていただいているわけでございます。国の方で「子ども手当」といいますか「児童手当」といいますか、これまで

の手当の拡充を図るような動きが出て来ているということは、これはまた頼もしいことではないかと思っているところでございます。

2番目はやはり、子ども子育てを地域力でできるだけ応援をしていこうということでございます。子育て中のお父さん、お母さん、いろいろ孤立感を覚えることが多いわけでございますけれども、そういうことの無いように、何かあれば地域で応援していこうというような体制を取っていくということで、子ども子育て相談支援センターみたいなことを設けております。昨年からは、24時間365日何でもご相談に応じますよという電話相談をしています。今年度からは、それをフリーダイヤル化ということで、やらせていただいております。今年度の8月までの報告を見ますと、相談件数が1,400件に及んでおりまして、前年の同期に比べても1.5倍くらいになっているということで、やはり、子育てについていろいろ悩みを抱えているお父さん、お母さんが多いのだなと、それにしっかり答えていくということが大変大事なんだな、と思っているところでございます。

それから第3点目は、ワーク・ライフ・バランスといいますか、仕事と子育てや家庭が両立するような、そういう体制をできるだけ取っていくということではないかなと思っております。仕事の面で、できるだけ子育てに対して配慮していくということもそうでございますけれども、またその中で、お父さん、お母さんが力を合わせて家庭内にワーク・ライフ・バランスを取れるような形を取っていくということも、大事なことではないかなと考えます。

ご存知のように、大分県で大変不名誉なデータがありまして、子育て中のお父さんの育児や家事にかかわる時間というのは日本で一番低いというデータです。これを何とか早く挽回しなくてはいかんかなと思っているところでございます。いずれにしても、ワーク・ライフ・バランスということも大事なことかなと思っているところでございます。家事や育児にかかわるということによって、お父さんもやはり子育てに大変楽しみを見出すことができるということもありますし、また家庭での居場所も確保できるというようなこともあるな、というようなことが、経験者の話であります。そこら辺りも大事にしていきたいなと思っているところでございます。

今日は、こういう大きな「子育て満足度日本一」というテーマの中で、「地域がいかにか子育てを支えていくか」ということと、それからもう1つは、「ワーク・ライフ・バランスをどうやって確実に前に進めていくか」というようなことを中心にご議論いただくことになっております。大変重要なテーマで、私どもも楽しみにしております。どうぞ、よろしく

お願い申し上げます。ありがとうございました。

【飯田参事】 続きまして、山岸会長よりご挨拶をお願いいたします。

【山岸会長】 皆さん、改めまして、こんにちは。会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

前回の県民会議では、大震災をきっかけに子育て中の親も地域とのかかわりの必要性を感じ始めているので、今がつながりづくりのチャンスではないかというお話や、縦割り行政ではなくワンストップの方向で支援を行うことの必要性など、委員の皆様には様々な視点からご意見をいただきました。

本日の会議は、前回会議でのご意見を参考に、地域社会とのつながりづくり、それから今、知事がおっしゃった、ワーク・ライフ・バランス、そしてもう1つは、発達障がい児、もしくは発達障がい者への連携支援策などについて、具体的なご意見を伺ってまいりたいと考えております。

若い世代の人たちが子どもを産み育てることに、喜びや希望を感じることができる社会をつくるということは、私たちが取組まなければならない最も重要な課題だと思います。前回の議論を更に深め、充実した会議になりますように、皆様方のご協力を願って止みません。皆様方には前回に続き、活発なご発言をまたお願いしたいと思います。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

【飯田参事】 ありがとうございました。

ここで、今回初めてのご出席となりますお2人の委員さんのご紹介をさせていただきます。大分県高等学校長協会の河野伸弘委員さんでございます。

【河野委員】 大分県高等学校長協会の河野と申します。よろしくをお願いいたします。

【飯田参事】 続きまして、大分県小中学校長会協議会の島田瑞枝委員さんでございます。

【島田委員】 大分県小中学校長会協議会の金池小学校の島田と申します。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

【飯田参事】 どうぞ、よろしくをお願いいたします。なお、本日は伊藤委員さん、大塚委員さん、古賀委員さん、外山委員さん、そして橋本委員さんが所用のためご欠席となっております。委員25名中、20名の方のご出席となっております。

それでは、以降の議事進行は設置要項第5条の規定によりまして、議長であります山岸会長をお願いいたします。

【山岸会長】 それでは早速、議事に入らせていただきたいと思います。まず、本日の議事の進め方について、事務局からご説明をお願いいたします。

【石塚課長】 本日は議事次第の方にございますように、最初に資料1に基づきまして「(1) 行政説明」をしてまいります。その後、「(2) 意見交換」ということで、4点につきまして各項目に分けて、前回の議論の分を踏まえまして、意見交換にしたいと考えております。いずれも行政説明を最初にして、その後、意見交換をというような形になります。以上です。

【山岸会長】 ありがとうございます。大まかな時間配分としまして、今の課長さんからの話しにもありましたけれども、行政説明というのが10分程度。そして意見交換は4つテーマがありますので、1つのテーマについて20分程度ずつ議論を行ってみたいと思います。もちろん、若干の伸び縮みがあってもいいかと思えます。そして16時には閉会したいと思いますし、その前に、知事がお見えですので、またいつものようにコメントをいただけると、私たちも大変元気が出ますので、知事さん、よろしくをお願いいたします。

それでは議事の1番目「(1) 行政説明」についてということで、事務局からお願いいたします。

【石塚課長】 資料1でございます。「新おおいた子ども・子育て応援プラン」というものを平成21年度に策定いたしました。その進捗状況ということで、ご説明したいと思います。資料1の一番目は、プランに基づきまして各施策を今年度進めていますというような資料でございます。一番右の方に「23年度主要関連事業」がございますが、その中で下線を引いた「子育てハッピースタート推進事業」とその下の「子育て家庭訪問サポート事業」、そして更にその下の「地域『協育力』向上支援事業」について簡単にご説明したいと思います。

1つめぐりまして、2ページ目が「子育てハッピースタート推進事業」ということになります。この事業につきましては本年度の補正予算となっております、秋頃から市町村で取り組むこととなっております。これにつきましては、この県民会議の議論等で親への子育て支援については生まれた後というよりも、生まれる前から開始した方がいいというようなご意見もございました。その関係で、資料の右側でございますけれども、「生まれる前からの親支援」ということで、「プレママ・プレパパスクール」ですとか、「おじいちゃん、おばあちゃんスクール」ですとか、「子育て支援情報パンフレット」などについて妊娠前から情報提供や親支援の講習などをしていこうというような取組でございます。

また、その下の「生まれてからの親支援」ということで、地域の保育所におきまして、6モデル市町を予定しておりますけれども、そこで実際に保育士と一緒に保育体験をしてもらって、特に専業主婦の方ですとか、そういった方にも保育体験をしてもらおうというような事業でございます。

その次の3ページ目でございますけれども、「主任児童委員訪問促進事業」ということでございます。これにつきましても、本会議などにおきまして、いろいろ行政支援として様々なサービスはしているけれども、実際そういうサービスを受けてもらいたい方に届いていないという問題点がございました。そのために、「目的」の方にありますけれども、保育所や幼稚園などに行っていない、あと健診などを受診していないような子育て家庭に対しまして、主任児童委員さんが訪問していろいろ情報提供ですとか、いろんな支援を行っていくというような取組を、本年度から開始するところでございます。こちらも補正予算にあげておりまして、実施内容の下にありますけれども、8月以降、主任児童委員さんの研修を行ったりして、秋頃から実際に訪問をしていくということを考えている事業でございます。

その次の下の4ページでございます。こちらは教育委員会の事業ですけれども、「地域『協育力』向上推進支援事業」ということで、やはり地域における家庭教育ですとか学校教育との連携が必要であろうということで、総合的に学校教育の課程ですとか放課後、休日における子どものための支援をしていこうということでございます。下の表にございますと通り1番から3番の「1学校支援活動」ですとか、「2放課後子ども教室」、「3学びの教室」等につきまして、校区ネットワークを設けて窓口を総合化し、教育コーディネーターを配置してそれぞれ支援をつなげていこうと。これによりまして、総合的な子ども支援の体制ですとか、地域での居場所づくりですとか、あと大人についても地域でつながりづくりを設けて、ひいては「協育力」を向上させようというような取組でございます。

主な取組については、以上でございます。

駆け足で恐縮なんですけど、次の横の表の『『おおいた子ども・子育て応援プラン』の個別事業ごとの評価』というところでございます。これにつきましては、22年度からの計画になりますので、まだ取組始めて1年目ということでございますけれども、数値目標を40項目、プランで設けておりますけれども、矢印がある通り、基準年から上昇しているのが25項目、下がってしまったのが8項目、横ばいが5項目というような状況でございます。まだ1年目ですけれど、これから5カ年にわたって取組をしていきたいと考えております。

その次の裏のページでございます。プランにおきましては「総合的な子育て満足度の指標」として14項目設けております。これについても5カ年の計画でございますので、毎年度取れない数字もございます。ただ、取れる数字につきましては、3項目につきまして、いずれも上昇しているというような結果でございます。

プランの進捗状況につきましては以上でございます。

7ページと8ページにつきましては、前回のこの会議の際に、先ほど知事からもありましたが「子育てほっとライン」の中で、働いている女性の声ですとか、父親の声というのはどういふのがあるのかというご意見がございましたので、それについてピックアップしたものでございます。就業中の母親からにつきましては、「育児・しつけの相談」というのがありますけれども、特にやはり「仕事との両立の中で家事・育児・仕事、すべてで疲れてしまった」ですとか、「経済的な不安というものもあるので、仕事はやめられない。子育ては難しい」という声があります。8ページが父親からの相談事例ということで、昨年度の2,506件のうち188件が男性からの相談ということでございました。これについても「育児・しつけの相談」ですとか、あるいは障がい関係、学校関係などの相談がございましたので、情報提供いたします。

事務局からは以上でございます。

【山岸会長】 ありがとうございます。

ただ今、説明いただきました、そして資料等はお手元の資料の通りなのですが、このことについて何か、今気付く点で結構です。何かお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。いかがでしょう。

よろしいですか。プランについては、まだ取組途中ですが、25項目が上がっている、少し下がってしまったのが8項目ということです。何か特にあれば、よろしいでしょうか。

また、それでは時間の中でお気付きの点があれば、そのところを回答いただけるかと思っておりますので、進めさせていただきたいと思っております。そして、終わってから思い付いたようなときには、また事務局の方に直接お願いできればというように思っております。

では今度は、今、行政説明が終わりましたので、意見交換に移らせていただきます。意見交換1つ目は、「①子育て世代と地域社会とのつながりづくりについて」ということです。このことについて、まず事務局からご説明をお願いします。

【石塚課長】 資料2でございます。①の「子育て世代と地域社会とのつながりづくりについて」ということでございます。参考として、関連する前回のご意見を掲載しております。

す。1枚めくっていただきまして、「地域とのつながり」についての現状ということであり
ます。上の2つが全国的な数字でございますけれども、やはり近隣関係というのは全体と
して希薄化している。近隣住民と「親しくつき合っている」件数ですとか、「よく行き来し
ている」というような件数というのが、全国的に見ても低下していると。また、その隣の
「地域全体で子育て支援をしていく必要性」というところにつきましても、やはり「子ど
もを持つ親にとって、あればいいと思う子育てに関する地域活動」については、調査を重
ねると、その必要性が高まっているというようなデータでございます。また下の2つ、棒
グラフが並んでいますけれども、大分県で「次世代育成プラン」をつくるときにアンケー
トを行った際にも「子育てについて気軽に相談できる人はいますか」というところにつ
きまして、12.6パーセントの方が「いいえ」と答えています。また、「子育てが地域の人に
支えられていると感じますか」というところにつきましても、3割以上の方が「あまり感
じていない」というようなデータでございます。

その次の3ページです。子育て家庭を対象としてどういう子育て支援サービスがあるか
というところでございますけれども、右の表を見ていただきますと、行政としては「親や
子どもの集う場」として「地域子育て支援拠点事業」というもの、あるいは「児童館事業」
というものがございます。また、「預かり」につきましても、「一時預かり事業」ですとか、
「ショートステイ事業」、「トワイライトステイ事業」という何日か預けられるというよ
うな支援がございます。また「相互援助」といたしまして、「ファミリー・サポート・センタ
ー事業」という預かる方と預かってほしい方を結びつける事業というものがございま
す。その下の「訪問支援」につきましても、近年始まった事業ですけれども、「乳児家庭全戸訪
問事業」ということで生後4カ月までのお子さんを訪問する事業ですとか、「養育支援訪問
事業」という養育支援が必要な家庭に対して訪問する事業などがあります。またその他、
従来から地域にある子育て支援資源としては、その下にあります「主任児童委員」です
とか、「子育てサロン」、「子育て支援NPO」、「老人クラブ」、「公民館」などがござ
います。左の方にありますけれども、当然、在宅の方以外は保育所、幼稚園というところ
で子育てサービスを受けるという流れになります。

次の4ページですけれども、「市町村における子育て資源」ということで、今ご説明した
ものにつきましても、各市町村の状況ということでございます。「地域子育て支援拠点」につ
きましても平日開いているところが多いのですけれども、土曜日に開所しているところが
24カ所あります。また、地域によりまして「子育てサロン」ですとか「愛育班」の取組等

というものが、かなり地域差があるというところが現状でございます。

行政からの説明は以上でございます。

【山岸会長】 ありがとうございます。いくつか資料も見ながらご説明いただいたのですが、時間的にこれから45分くらいまで時間が取れるかと思しますので、いろんな角度からご意見いただきたいと思えます。まとめるのは、事務局の方でまとめていただけたらと思えますので、体系的でなくても結構ですので、いろんな角度からご意見いただければありがたいと思えます。どなたか、皮切りをしていただけたらありがたいのですが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【藤本委員】 藤本です。先ほど「ハッピースタート事業」の説明がありましたが、これは素晴らしい事業が始まりました。実際、今の若い親というのは、自分が子どもを持つまで、子どもとの接触体験が少ないです。一部の地域では、例えば、高校生が保育所で幼児との触れ合いをすとかいうような方法を探られていますけれど、中学生が職場体験でいろんな体験をしますが、その中で保育所を体験する子どももいるわけですが、多くの子もたちが乳児や幼児と早くから接触できるような、そういうところがあると、地域と子育てというのが、よりつながりやすくなるのではないかなと。その「ハッピースタート事業」の基礎部分でのそういった事業も、事業として展開してもらえるといいかなというところで、提案したいと思えます。

【山岸会長】 ありがとうございます。関連して何かございませんか。

幼児のところから、中学生、高校生という年齢で、職場体験という総合的学習の一部としてあるわけですが、その中で小さな赤ちゃんに触れ合う子どもたちも出てきています。今の、すでにお母さんになっている人たちの中には、そういうことが昔の学校では無かったわけですから、もしかしたら、あまり経験の無いまま、母親、父親になったかもしれないということですね。

いかがでしょうか、何か。後藤委員さん、何かございませんか。

【後藤委員】 今の意見ですけど、とてもいいことだと思います。私の地域の隣の高校は福祉科なので、福祉科の学生さんが保健センターなどに行き、ちょうど赤ちゃんが生まれて子育てをしているお母さんを何人か集めて、実際に高校生と触れ合う体験するというをやっているみたいです。やはり扱い方がよく分からないという子どもさんが多いし、私たちの保育所はすぐ高校の隣ですので、よく高校生が来てボランティアでかわりがで

きるのですが、そういった機会を多く持つことはとてもいいことだと思います。

【山岸会長】 なるほど。他にどうでしょうか、関連して。今のご意見に関して。

はい、どうぞ。

【堤委員】 主任児童委員の堤と申します。地域で主任児童委員が主になって子育てサロンを行っているのですが、私どもの地域でも、赤ちゃんを連れてくるお母さんたちのサロンを月2回ほどしています。夏休みに近くの中学生になる子がボランティアで来てくれて、子どもたちと遊んでいるという活動もしています。それぞれの地域で、そういう小さいお子さんを連れのお母さんが集まっている場所がありますので、是非、中学校、小学校の学校に呼び掛けてそういう活動が広まっていければ、身近なところで体験できていいのではないかなと思いました。

【山岸会長】 はい、なるほど。そうすると、ボランティアということになると、特に何か役に立つかどうかということよりも、むしろ「触れ合って」ということですかね。特別何か有効な役に立たなければいけない、ということでもなくてもいいのかもしれませんが。この点では、どうでしょう。学校からそういう生徒を出していらっしゃる島田先生、それから河野先生。何かあれば、一言ずつどうぞ。

【河野委員】 高校の中には家庭科の中に保育という科目がありまして、その授業の中で、近隣の、この場合は保育園、幼稚園とかとの交流というのを、授業時間の中で計画している学校もあります。

【山岸会長】 なるほど。保育科目がございすものね。

では、どうぞ。島田委員さんから。

【島田委員】 小学校では、大体、幼稚園と小学校は隣接しておりますので、乳幼児というよりも幼稚園児に対して、小学校の子どもたちが掃除とか他の活動等と一緒にやっております。それから、中学校においては、近くの保育園とか幼稚園等でそういう教育はするようになっております。

【山岸会長】 ありがとうございます。いろんな意見、それから事情を話していただいたのですが、何か関連してございましたら、いかがでしょうか。

他の件でも結構です。何か、地域とのかかわり、そして子どもを地域全体で育てるんだという、そういうことについて、もう少し大分県の中で今以上に深まっていけばということで、この項目が出ておりますので、それに関連することなら何でも結構です。

はい、どうぞ。

【藤本委員】 たびたび藤本で恐縮ですが、この資料2の4ページ、市町村における子育て支援資源ということで、いろんな事業の実施状況が示されています。やはり、これを見ますと、市町村格差というのが結構あるんだなというようなことが、目で見て一目瞭然という形で資料としてあります。市町村の事業もなかなかすべて県が口出しというのは難しいのかもしれませんが、こういう格差を少なくするような取組というのは、実際には何か行われているかということをお聞きしたいです。

子どもの数が少なくて、その必要性を感じていないような市町村があるとすると、やはりそれは認識不足というようにとらえる必要があるのではないかな、というふうに思いますので、その点について確認等を。

【山岸会長】 この資源について、少し差があるのではないかというご意見なのですが。もし、事務局の方でつかんでいらっしゃることがあれば、いかがでしょうか。

【石塚課長】 子育て支援事業というのは、基本的には今の法律体系の中では、市町村がやはり身近なところということで、一義的なところがありますけれども、県としては、いろいろ広域的な行政ということで、研修ですとか、あるいはまた好事例を提供するとか、そういった市町村支援を進めていくという考えで行っております。こういった表を作って比較するというのも1つの取組かなと思いますけれども。

あとまた、子どもが少ない所も、逆に少ないなりなのと言いますか、そちらの方が深刻な場合もありますので、そこはもう、どの市町村でも取組んでもらいたいというふうには思っております。

【山岸会長】 藤本先生、今のようなことで、よろしいですか。

【藤本委員】 特に「ショートステイ」や「ファミリー・サポート・センター」とか、常には必要ないのですが、必要な人は突然必要になるところです。

【山岸会長】 それは、本当にそうですね。

【藤本委員】 そこを何とかしていただけるといいかな、というふうに思います。

【山岸会長】 日常的に必要なでないように見えても、突然必要になることがあるので、ということですが。他に何か、関連してあれば。

はい、どうぞ。

【米倉委員】 関連してなのですけれど。子どもの数が少ない地域とかは、「本当は利用したいのに」という、困る場合があると思うのですけれども。こういう地域格差がある場合に、各市町村間で連絡を取り合うとか、「うちの市には無いけれども、近隣の市町村の利用

ができる」とかというような、市町村の関連というのはどんなふうになっているかを聞かせていただけたらと思います。

【山岸会長】 その点はどうでしょうか。もし、事務局のところで分かれれば。

【石塚課長】 すべてではないのですけれども、例えば「ショートステイ」などは他の市町村の施設など使ったりできますし、「ファミリー・サポート・センター」も人が集まらない場合には、地域が協力して、またがってできるというようなことがありますので、その点ではある程度クリアできる部分も多いかなというふうには考えています。

【山岸会長】 よろしいですか。あるいは、もっと更にまだいろいろなことがあれば、いかがでしょう。

【大村委員】 県のPTAの母親部会の大村です。勉強不足で1つお尋ねしたいのですが、こちらの「愛育班」ですか、津久見にはありませんので、これはどういうものかというのをご説明いただければ。

【山岸会長】 「愛育班」について事務局の方でつかんでいる情報をお願いいたします。

【石塚課長】 「愛育班」は私も不勉強なところがありますけれども、全国的な組織がありますけれども、特に健康の面に着目して、地域によっては10世帯に1つの世帯の方が担当になったりというようなところもあるようです。女性が多いのですが、地域に根付いた、健康に着目した、女性の集まりの自治組織のようでございます。

説明が足りませんが、もし、藤本先生をご存知であれば。

【藤本委員】 各市町村すべてにあるのだらうと思ったのですが。

【山岸会長】 0のところもありますね。

【藤本委員】 今の説明、確かにそういうことではしょうけど、これは、私の認識では、ある程度、子育ての終わった世代の方々に、ご婦人がほとんどのメンバーだと思います。ボランティア的にいろんな子育て支援事業をはじめ、老人も含めた、地域のいろんな生活支援とかに活躍されている団体だと思います。多分、知事さんがその会長ではないかと。

【山岸会長】 だから、一番よくご存知かもしれません。

【広瀬知事】 担当が説明できていないということで、私、大変不満なのですが、これは、恩賜財団がありまして、そこが中心となって地域の皆さんにお集まりいただいて「愛育班」というのをつくって、主な仕事は2つあります。1つは子どもたちの健全育成を応援しようということ。それからもう1つはご高齢の方の支援というのも力を入れてやっておりますけれども、地域的に大変偏ってしまっていて、たくさんある所と非常にもう少な

くなっているというような所があります。今、そのところをどうやって増やしていくかというのは課題になっております。

【山岸会長】 よろしいのでしょうか、その意味では、今、知事がおっしゃったように、これは偏っているというか、竹田市などは、もう集落ごとにあるかなと思うくらいの数ですね。宇佐市とか。それに対して、空欄のところは無いということになるのだと思うのですけれど。そういう意味でも、先ほど藤本委員さんがおっしゃったような、ちょっとした格差があるのかなということだと思います。

関連事項、あるいは他に何か、どうでしょうか。まだ時間が十分ありますので、いかがでしょうか。少しぐらい流れが変わってもいいです。どうぞ。

【堤委員】 子育て支援のところでお願いしたいのですが。子育て支援の拠点、大分市、ここに12とあがっていますが、多分これは「こどもルーム」とか下郡にある「子育て支援センター」などの数があがってきているのだと思うのですが、そういうのを取りまとめる大きな1つの、子どもの問題は全部そこに行けば解決できるのだと、子どもが楽しく親子で遊べる場所とか、一時預かりをしてもらえる場所とか、そういう行政がかかわったような大きな施設が1つ大分市にあればいいかなと思います。

熊本の方に、そういうのがあると聞きまして、大分市の主任児童委員は、今度、熊本の「子ども文化会館」というところに視察に行くのですが、そういう情報を県の方に上げて、是非、シンボルとなるような拠点を、お母さんたちが「そこに行けば、何とかなるんだ」というような場所をつくっていただきたいと思います。県の方が補助をして、各市町村全部は難しいでしょうが、大分市、別府市くらいに大きいのがあっていいのではないかと。

広報活動というのはとても大切だと思います。保育園でも一時預かりとかしていると思いますが、なかなかどこがしているのかと、お母さんたちが迷っていることが多いので。

何かシンボリックな、みんなが知っているような場所をつくっていただければいいかなと思います。お願いします。

【山岸会長】 そこで情報が全部集められるというような状態ですね。熊本に何かそういうのがあるのですか。

【堤委員】 熊本にも、佐賀にもあるとか聞いたことがあるのですが、その子どもたちの集まって遊べる場所の美術館だとか、そういう大きな施設があると。

【山岸会長】 わりと大きな施設ですね。どなたか、そういうことで、こういう所があるというのをご存知の方がいらっしゃれば、ご説明をお願いいたします。

私自身の経験では、千葉に子ども環境学会というので行った時に、千葉の駅からわりと近い所に「キボール (Qiball)」、「気」は多分気分の「気」とか「気持ち」の「気」だと思いますけど、ただ「キボール」と書いてあるのだけれど。そこは本当に大きな館で、子どもたちが遊びに来られる、それから親御さんも参加できる、先生方も来られると、そういう所で、そこがちょうど学会の会場になったのです。そんなことがあったので、今のご意見をお聞きしながら、頭の中に浮かびました。ちょっと書き留めておいていただければ、ありがたいと思います。

他に何かいかがでしょう。はい、どうぞ。

【後藤委員】 後藤といいます。よく保健師さんの話で出てくるのが、訪問事業の中の「こんにちは赤ちゃん事業」の中で生後4カ月までの子どもさんの家庭を訪問するという中で、やはり若いお母さん方が、保健師さん方がみえるのを拒否する方がいらっしゃると。何と言っても「うちはいいです」とか「入らないでください」とか、そういったことを拒否する方がいるらしいのです。そのことが少し悩みだなというのが、よく出てくるのです。今回、そういった意味で、主任児童委員さんの訪問事業が始まったというのは、地域に根ざした児童委員さんが訪問するというのは、やはりお母さん方も安心されて、すごくいい事業だなと思いました。

だから、その研修の中で、主任児童委員さんがそういった訪問のテクニックというか、うまく入り込めるようなテクニックを研修の中で勉強されることを望みたいなと思います。よろしくをお願いします。

【山岸会長】 今の話に関連して何かご意見ございませんか。そういう拒んでいるというのは、多分、拒む理由もまたあるのでしょうかけれども、地域とある程度つながっている方なら、拒むことは滅多にないのではないのかなとも思いながらも、拒む方もいらっしゃるといことは、確かに児童委員さんからお聞きすることはありますので。いかがでしょうか、何か。はい、どうぞ。

【藤本委員】 恐らく、事業の趣旨の広報に少し問題があったのではないかと思うのです。「こんにちは赤ちゃん事業」は、本来はそうではなかったのですけれど、一部勘違いされたというか、問題のある家庭を訪問することで発見して早く支援しようというような意図があると。そうすると、「何か問題をうちは発見されては困る」というような方々は拒むのです。別にそうでなく、「あなたの周りには、私どものように、あなたの子育てを手伝うシステムがあるので」ということを伝えに行くという姿勢であれば、受け入れも良かつ

たのではないかと思うのです。

「こんにちは赤ちゃん事業」の一番の雛形だったのは、実は大分の「ペリネイタル・ビジット事業」なのです。その中で特にどこが一番、この事業の有用性に目を付けたかという、虐待防止なのです。それを重視している方々が「これはいい」ということで、食い付いてしまったのです。虐待防止につながっていく、いい事業だという考え方が、少し誤解があって、それで、そういう目で観察されるのではないかということ拒む方も出たかもしれないです。これは、私の少し勘ぐりかもしれませんが、そういう気がします。

だから、この事業が始まる前は、私が一番強調したかったのは、子育ての困難家庭を発見して、早めにそれを手助けして、危機に陥らないようにするのだという姿勢ではない方がいいということ、かなり申し上げたつもりだったのですけれども。そういうことが一部あったということです。

【山岸会長】 そうすると、趣旨はとてもいいのだけれども、方法がもう一工夫必要ということになるのでしょうか。

これは、米倉先生、どうでしょうか。例えば、中学生の中に、相談室に行くと、「問題を抱えている生徒だ」という目で見られるのではないか、ということで、ちょっと話したいことがあるのだけれども相談を控えちゃうという生徒も中にはいるというのも、よく先生方からお聞きするのですけど。

何かそんなことで、今の藤本先生がおっしゃったことと、何かありますか。本当は来てほしいのかもしれないけど、来られてしまうと「うちは問題の家庭だ」というふうに思われてしまうのではないか、ということで拒むというようなことがあるか、というようなことだったのですけど。

【米倉委員】 1つは、藤本先生がおっしゃっていたみたいに、特別な子どもだけと思われないように、全員の面接をする中で、みんな同じように面接を短い時間でして行って、その中から拾っていくというようなことであればと思います。

中学校と少し離れるのですけれども、私、虐待防止とかと関係していて訪問しているケースがあるのですけど、なかなかお会いできないご家庭が、何年も何年も経過する中で、ちょっと入れてくれる時期を迎えることがあるように思うのです。どうしても、受け入れるということに強い抵抗がおありの家庭でも、長く、1回訪問を拒否されたからもう終わりではなくて、細く長くかかわれる体制というのがあると、いつかチャンスが来るのではないかな、求められる時が来るのではないかなというふうに思います。

【山岸会長】 そうすると、1回拒まれたとしても、やはり根気強くということですかね。
はい、ありがとうございます。

はい、甲斐委員さん。

【甲斐委員】 個人的意見で申し訳ないのですが、家庭の戸別訪問ということで来ていただくことは、すごくありがたいのですが、私が経験したときに、どうしても育児で家庭の中で散らかっているのを見られたくないとかいうことがありますし、来られると、どうしても構えてしまいますので、できれば、もちろん、家庭への訪問が駄目な方は「3歳児健診」とかの健診制度がありますよね。そういうふうに場所を設けていただいて、「いつ来てくださいますか」とかいうようなやり方もいいのではないのかなと。

来られると、どうしても「お片付けをしなくちゃいけない」とか、「家の中がどうしても見られたくない」とかいうプライベート的なものもありますので、そういう面でも拒否される方もいらっしゃるのではないのかなと思いました。

【山岸会長】 確かにそういう面もあるのでしょうかね。

はい、どうぞ。

【藤本先生】 そういう理由もあるだろうと思うし、やはり、そこに問題があるのです。ですから、やはり拒否するというのは、もうそれだけで十分問題というか課題があるのです。

【山岸会長】 そのこと自体が課題になるかもしれませんね。

【藤本委員】 端的に言えば、そうです。ですから、広報するときは「ポピュレーション・アプローチですよ」と。そのポピュレーション・アプローチから少し外れる人は、もうハイリスク・アプローチとしての、そちらのシステムで。だから、ポピュレーション・アプローチとハイリスク・アプローチを両立できちっとうまくやっていくシステムをつくるのが重要ではないかと思います。

【山岸会長】 ありがとうございます。今のような場合、甲斐委員さんがおっしゃるように、どうしても自宅に入れることが嫌だという、その気持ちもとてもよく分かります。それで、私がこれまで自分で試みたことがあるのは、近くの公民館とか集会場をお借りして、そこは本当に安いお金で100円とか200円ということで部屋を借りられますので、そこでやったこともありますけれど。そうやって、だんだんだんだん親しくなってくると、今度は自宅もOKということが、先ほどの先生のように、あるかもしれません。

どうぞ。

【出納委員】 私のところは中津で児童家庭支援センターをやっているわけですが、ここで、多いときに1月に約400組の親子が集まるのです。しかも、その利用者の70パーセント近くは、全くこの中津で土地の地縁も無ければ血縁も無いという外から入ってきた人たち、しかも年齢的には非常に若い親子なのです。だから、かなり状況としてはきつい子育てを地域の中で強いられている。それから、来た理由というのも、積極的でなく、自分に誰かが働き掛けて連れて来てもらったという人ばかりなのです。これを考えたときに、やはり、とにかく各地域でそういう親子、家庭を孤立させない環境づくりをみんなが考えていかなければいけない。これは決して行政ではなくて、そうした、いわゆる民間の中の任意として、そういうような体制がつけられるように、我々は考えていかなければいけないのではないかと、つくづくそう思います。

学校に行き出しますと、父兄の方々、PTAその他いろんな、いわゆる1つの組織の中に、強制的にであろうがなかろうが、そういう関係が出来てくるのですけれども、特に幼児期間、子育てにおいては全くその関係性が無い。ましてや、親で表に対するエネルギーが非常に希薄な方ですと、そのところが非常にウィークポイントになるわけです。そういう方々が来て、自分が悩んでいたことがここに来て解決されると、必ず仲間を引っ張ってくる。

だから、そういうことから考えますと、できるだけ地域の中の小さな地点に、こういう場所をたくさん提供するように、我々は考えていかなければいけないと思う。そういうことをつくづく思います。

【山岸会長】 ありがとうございます。地域の中でお互いに孤立しないように、させないよという、そこが肝心なのかなということ、今お聞きしながら思いました。

時間が45分で、今ちょうどなのですが、何か、ここでもう1つということがあれば、いかがでしょう。

【藤本委員】 多分、この後のことにもつながると思いますけれど、今、出納先生がおっしゃる通り、恐らく、その関係として2つ大事だと思うのです。1つは、そういうことで地域に受け皿をたくさんつくることが1つ。確かに行政任せではなくて、これは本当に素晴らしい意見だと。もう1つは、行政がしなくていけないことは、その「どこで何をやっているか」ということを、必ず、きちっと的確に情報発信できることであろうと思うのです。

ですから、その情報を発信するところは、やはり1カ所要なのです。「そこに行けば何と

かなる」という場所は、多分、行政がきちっと見ないと。そして、実際にいろんなことをする、その受け皿はいろんなものがある方がいいというふうに思いました。

【山岸会長】なるほど、分かりました。今、全体をまとめていただいたような感じがします。よろしいでしょうか。まだあと3つありますので、20分程度ずつ時間を取っていきたいということで、最初お話ししましたが、また後で、時間がもし空いてくるようであれば、また戻ることができますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に2番の「②発達障がい児（者）への効果的な支援の連携について」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

【池永課長】障害福祉課の池永と申します。よろしく願いします。資料は今の資料の6ページ、7ページでございます。その前に、パンフレットをお配りしております。「発達障がいとは」ということで、若干、簡単に説明をしてみたいと思います。

「発達障害者支援法」というのが平成17年の4月から施行されています。比較的、若い新しい法律でございますけれども、その2条に定義というものを書いております。その一番、パンフレットを開けていただいて「発達障がいとは」と書いているところでございますけれども、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性発達障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」というのが、法律の定義でございます。

そのパンフレットのそこに4つ大きく書いてございますけれども、「自閉症」のところを見ていただきますと、共通の特性として3つ書いてございます。いわゆる「3つ組みの障がい」と言っているものでございます。1つは「社会性の障がい」と。これは、場の雰囲気、場の空気を読まない、その場に適した振る舞いができないというような障がいでございます。それと真ん中に「コミュニケーションの障がい」ということで、言葉を文字通り受け取ったり、自分の話ばかりずっと続けたり、オウム返しをしたりと、そういうようなことでございます。それとその横に「想像力の障がい」ということで、特徴的なこだわりがあるということです。決まった道順とか手順とか、そういうことにこだわるとか、そういったことが特徴でございます。

その横に書いてございます「アスペルガー症候群」。マスコミで最近、ここ何年間かよく聞くようなことになりましたけれども、今申し上げた「3つ組みの障がい」の中で、言葉の遅れ、いわゆるコミュニケーションの障がいが無いということ、知的障がいの遅れが無

いというのを特徴としております。いわゆる1つの世界で秀でると、すごく良い結果が出るような障がいでもございます。

下にまいりまして「注意欠陥多動性障がい」、「ADHD」というふうに言いますけれども、これも大きく3つ「不注意」、「多動性」、「衝動性」ということで、ケアレスミスが多いとか先生の話に注意して聞けないとか、多動性に至ってはもう席に座ってられない、衝動性については目を離すと急に道路でもどこでも飛び出すというような危険性を伴う衝動性の障がいがあります。

その横ですけれども、「学習障がい」、「LD」と書いています。ラーニング ディスアビリティと言いますが、医学的などころではラーニング ディスオーダーというようなことで、頭文字は一緒ですので「LD」というふうに略しております。「聞く」だとか「話す」、「読む」、「書く」、「計算する」どれか1つ、1つでもないですけれども、どれか特定の能力に障がいがあるというようなことで、「学習障がい」というふうに言っております。

それとその横に「子どもだけの障がいではありません」というふうに書いております。最近でこそ、この「発達障がい」という言葉も聞くようになりまして、いろんなところで聞くようになったのですけれども、先ほど申し上げましたように法律が平成17年からということで、社会的な認知も最近です。それと分らずに、そういった特別の支援を受けずに大人になったという方も結構いらっちゃって、職場の人間関係につまずくという、そういうようなことがいろんなところで発生をしているということです。これも大きな問題だと思っております。

資料の6ページに移っていただいて、6ページと7ページ、大きく2つに分けて書いております。1つは6ページの「すべてのライフステージに共通のニーズ」ということです。

この中の1つ目ですけれども、「(1) 発達障がいに関する知識の普及・啓発」ということです。先ほど申し上げましたように、最近いろんなところで、脚光を浴びるという言い方はおかしいですけれども、聞くようになりましてけれども、まだまだ社会的な理解が不足しているということで、その社会的理解が不足しているために本人の性格ですとか、親のしつけであるとか、誤った理解がまだ根強いと。「発達障がい」で一番大きな問題というか怖いのは「二次障がい」というのがございまして、「一次的な障がい」というのは「発達障がい」そのものですけれども、それから発生する、例えば、それが元になった学校でのいじめだとか不登校、その結果、引きこもりになると。ひどくなると精神疾患になってい

く方もいらっしゃる。親御さんは何度言っても聞かないので、虐待にいくようなことも、ままあるというような、いわゆる「二次障がい」というのが大きな問題です。これには、一般向け広報が非常に重要だということで、先ほどお配りしたパンフレット等を通じて正しい知識を広げていくことが大切だと思っています。

(2)ですけれども、「発達障がいに関する専門家の養成」ということです。専門家を養成して、そういう方がいろんなところに行って正しい知識を広めていただくと。右から2番目の欄に「実績」がありますけれども、「発達障がい者支援専門員の養成」というふうに書いております。昨年度までで79名を養成しております。平成18年から始めましたけれども、スーパーバイザーというような言い方をしておりますけれども、こういう専門家を育てているところでアドバイス、啓発をしていただくということです。右側ですけれども、今後、医療従事者等に関しても専門研修をしていただいて、地域の方で早めに、いわゆる発見といいますか、早期の療育につなげるような取組をしていきたいなと思っております。

(3)ですけれども、「関連機関の連携体制の整備」ということで、当然、これは福祉だけでいろんなものが解決できるものではないということで、保健、医療、教育、労働とそういったような様々な機関が情報交換を行って「情報の共有」というのが非常に大事になってきます。そういう個人の「ケース検討」というのが、将来にわたって活かされると、それぞれ小学校に上がる時に切れるのでない、また学校から出る時にそこで切れるのではなくて、つながるような、そういったような支援が大事でございます。

その欄の右から2番目ですけれども「発達支援ファイルの作成」。「発達障がい者支援センター」というのがございますが、そこを中心に検討して作っていただきまして、「この人はこういうようなこだわりがある。こういうような支援を今まで受けてきた」というファイルを作りまして、それを活かしていこうというような試みをしております。先ほど言いました「発達障がい者支援専門員」をいろんな個別支援会議、事例検討会に派遣するというようなことも行っていくということでございます。

それと次のページですけれども、7ページ、「各ライフステージごとの固有のニーズ」といことで、大きく分けて「義務教育前」、義務教育の「学齢期」、その後の「就労・生活支援」と3つに大きく分けております。学校に入る前、早期発見、早期療育につなげるというのが大切だということで、母子保健法で義務づけられております「1歳半健診」と「3歳児健診」。「1歳半健診」では、なかなか難しいのですけれども、「3歳児健診」では見つ

けられるという先生もありますし、少しまだ早いという先生もいらっしゃるのですが、そこで「発達障がい」の傾向がある、疑いがあるということであれば、早めの療育につなげるというようなことが重要だろうということです。これは、早めにそういうことに気付いて小学校に入る時に、それを確実につなぐと。小学校に入って初めて「はじめまして。この児童はこういうふうです」という形ではなくて、その前から連携を取って、受け入れる体制も整えていただいて、クラスの先生も本人も「小1プロブレム」とか、パニックになることを抑えるというようなことが重要だと考えております。

その右の方に書いてございますけれども、「家族支援のためのピアカウンセリング」というのを書いてございます。これは今、検討中でございますけれども、障がい児を持ったお母さん方の会がございまして、そういう会と連携する中で、新しく生まれた子が障がい児になったときに、何か早めのピアカウンセリング的なことができないのかな、というふうな検討も始めておりまして、親御さんの治療というような、受け入れるといえますか、そういうことも何か早めにできないかと考えています。

あとは（５）番ですけれども「教育的支援・発達支援の充実」です。小中高等学校の時代に中心は学校でございますけれども、例えば、放課後だとか長期の休みの時の支援としては、やはり福祉の方で何らかの形ができないかと。それで、昨年12月に成立しました、いわゆる「自立支援法等」を改正する「つなぎ法」というのがございますけれども、そこで「放課後等のデイサービス」というのが創設されておりますけれども、その中で何らかのそういう取組もできないのかな、というのを検討し始めております。

最後に（６）番ですけれども「就労支援・生活支援で推進」ということで、学校を卒業した後のことです。直接、子育てというところからは若干離れるかもしれませんが、「就労支援」については、その前の段階から何らかの就労体験的なものをして、就労にうまい具合にスムーズにつなげるような取組ができないのかということも、これから検討していかないといけないのかなと思っております。

私の方からは簡単でございますけれども以上でございます。なお、一番右の段ですけれども、これは確定的なものではなく、これからこういう方向で検討させていただくということです、これが確実にこういう形になるというものではございませんで、こういう方向で検討を始めていっているということでご了承いただきたいと思っております。

【山岸会長】 ありがとうございます。「発達障がい」と、最近は大いぶ耳にも慣れてきた概念かと思うのですが、まだまだのところもあるかと思えます。ということで、

この「発達障がい児（者）への効果的な支援の連携について」ということで、いかがでしょうか。どんな角度からでもいいのですが、どちらかというこの会議に馴染むとすれば、子どもの時、小さな時に早めに見つけて、そして専門家を含むいろんな方たちからこのところを手当てしていただく。それからまた、地域が受け入れている体制をどうつくるかというところかと思うのです。

特に私も今、大学生の「発達障がい」かと思われる学生を見ていて、一番、今、大変なのは就職です。就職のところで、もう非常に困っていて悩んでいる学生たちがいることを、私も毎日感じ取っていますけれど、そこへ行くまでの間にきちんとしたことができればと、本当に社会全体がこれからアタックしていかなければいけない課題かと思いますが。

どなたからでも結構ですが、いかがでしょうか。藤本先生、もし何かあれば、どうぞ。

【藤本委員】 また私からで恐縮ですが、実は今、「発達障害者支援法」の話がありまして、非常にいい取組であるのですが、現実的には、必ずしも「発達障がい」があっても「知的障がい」は無いのですね。ところが、やはり療育という、7ページに「早期発見・早期療育等の体制整備」とありますが、療育の体制そのものは十分でないかもしれませんけど、療育はできないことはないのです。だけど、知的に、やはりIQが70未満でないと療育手帳が公布されないという非常に大きな問題があります。これを何とかしないと、確かに就学前6歳までの医療費は「1回500円を4回まで」という制度で、2,000円以上掛からないというはあるのですが、その通院に関しての経費、いろいろ掛かるわけですし、少しでも公的な支援が受けられれば良いと思います。「早期療育」ということをうたう以上、療育を受けられるチャンスを広げる必要があるのではないかと考えております。これが第1点。

2つ目は、確かに知的な問題がなかったり、行動上も大きな問題が無いと、集団生活の中でもなかなか見つけにくいのです。特にアスペルガーのような場合は、コミュニケーション障がいはあまりありません。ないことはないのですが、「3歳児健診」での集団の中でもなかなか見つけにくい状態であるのですが、それでも十分に注意すればということで、「5歳児健診」というのが各地で行われています。県内でも数カ所の市町村で行われていますが、今後、県としては、この「5歳児健診」をどういうふうにとらえていくか、ということ。この2点です。1つは、療育手帳公布するにあたって、IQに固執するかということ。「5歳児健診」は今後どうするかという、2つの点についてどうかしなければと。

【山岸会長】　そうですね。これは多分、事務局の方も「こうします。ああします」とはなかなか言いにくいことではあるかと思えますけれども、受け止め方として、いかがでしょうか。IQのところで引っ掛かってしまうのではないかというようなことがあったのですが、それと、「5歳児健診」のところで徹底できれば、ということがあったのですけれど。

【池永課長】　今、先生のおっしゃった、いわゆる「知的障がいの無い発達障がい」ということですね。これは、おっしゃる通りですし、療育手帳は「知的障がい者」の手帳でございまして取れませんけれども、「発達障がい」は範ちゅうとしては「精神障がい」の方に、今、入っております、「精神障害者福祉保健手帳」というのを取ってくださいと、厚生労働省の方もそちらを推奨ではないですけど、そちらの範ちゅうですよという形になっております。その判定も、先ほど言うておりませんが、6ページの(2)一番右側に「医療従事者に対する専門研修」を進めたいというふうに載っておりますけれども、そういったところで、最初にそういった「知的障がいの無い発達障がい」の方を早めに見つけていただくということです。そういった形で、「精神障害者福祉保健手帳」が取れるのだよというようなところを伝えていただいて、福祉のサービスにつなげていくようなことができないかな、というふうに今のところ考えております。

【藤本委員】　そうしますと、非常に大きな障壁があるのです。「精神保健福祉法」に基づき申請ができるのは、精神科医でないと駄目なんです。「発達障がい」は、ほとんど小児科医なので、だから、それでいくとすれば、小児科医が診断書を書いた場合でも、それを認めるような制度上の運用をしていただく必要があります。

【池永課長】　今ちょっと申し上げかけたのは、最初のとっかかりで「この子はそうじゃないかな」というところは、専門のところにつなげていただくような取組ということでございまして、そこで確定診断ということではないのでございます。

そういったことで、それも最初のとっかかりも分からないような地域のお子さんであれば困るということで、最初にとっかかりとして、そういうような見抜けるといいますか、ちょっと言葉は適切ではないのですけれども、そういったような形で研修ができないかな、というふうに考えております。

それと「5歳児健診」でございまして、これは県が「してください」という形でもお願いしても、市町村のそれぞれの事情もございまして、「5歳児健診」もさることながら、学校保健の「就学時健診」で。

【藤本委員】　「就学時健診」だと、発見されてももう遅いのです、10月ですから。

【池永委員】 何とか、そのスタートができないかなというふうに考えておりますけども。「少し遅い」と言われますけれども、そういったようなことも利用しながら、就学前には何とかしたいな、というようには考えております。また、それはいろんな方面で協議させていただきながら、早めの対応を探れるような取組につなげていきたいと思っております。また、いろんなことを教えていただきながら、対応したいと思っております。

【山岸会長】 よろしいでしょうか。そういう意味では、制度設計上、少し修正があれば、また良くなるかと思うのですけど。

他に関連していかがでしょうか。どうぞ、棕野委員さん。

【棕野委員】 前回、チラシを配らせていただいたかと思うのですけれども、大分大学で「障がい児の地域療育ネットワークづくり」ということで5回連続講座を開いております。昨日第3回だったのですけれども、日曜日ですけれども、大変たくさんの幼稚園の先生、保育園の先生、小学校の先生がお見えになっていて。というのは、皆さん、やはり気になるお子さんが入っておられて、どう対応したらいいのか分からないので、お休みでも自分で勉強に来ているということのようです。それで、講師の先生、どの先生もおっしゃるのは、やはり保健師さんが核となると。大人になると少し別かもしれないですけど、保健師さんが核になると。それで確定診断はどの段階でつくかというのは、またあるかと思うのですが、確定診断がつくかどうかというよりも、小さいお子さんを健診で見ている、「この子、ちょっと気になるな」というお子さんを、その中には「発達障がい」のお子さんもあるし、そうでないお子さんもいるのでしょけれども、「気になるな」というお子さんに働き掛けをして、発達のバランスを良くしていくという、働き掛けの仕方によって発達のバランスを良くしていくのだというようにお話をしておられて。1歳半でも、例えば、大体分かるというか、むしろたくさん気になる子がいる、というお話だったのです。

その地域でのネットワークをつくることを保健師さんに、うまくいっているところは保健師さんが核となってやっていただいているようなので。高齢者の方のお仕事だとか、たくさん、保健師さんが期待されていることがあって、お忙しいとは思いますが、これを保健師さんの重要な仕事と位置づけて、是非、そのネットワークづくりにつなげていただきたいと。

それから、幼稚園、保育園の先生方もどうしたらいいのか悩んでいたのは、「気になっても、お母さんにどう言ったらいいのだろう」と、「なかなか言えない」ということがあるようです。それで、いきなり「ちょっと気になるから、療育に行ってはどうか」という

のは、なかなか受け入れもしにくいので、親子教室みたいところでやってみて、「ほら、こんなに変わったでしょ。もうちょっと行ってみる？」みたいなことを言うのだというふうに、この間の先生はおっしゃっていたのですけれども。それは、保育園とか幼稚園とか、特別ではない普通の、普通の子というのも変ですけど、お子さんが通っている所だと行きやすい。そこで親子教室をやって、少しずつ専門のところにつなげて、特に地方部だと、おじいちゃん、おばあちゃんが「うちの子は、そんなにおかしくない」と言って反対する、お母さんは何か分かっているのだけれど言えないとか、そんなお話もあるようですので、先ほどの議題1とも重なるのですけれども、すごくいいのを1カ所、2カ所というのもあるのですけれど、地域には保育園、幼稚園という素晴らしい資源があるので、身近な、そこで相談すればそこからつながるとか、とりあえずのところはそこで働き掛けていただいて、お母さんが納得して、また必要であればもっと専門的なところへ通うとか、そういう第1の「かかりつけ」ではないですけど、お子さんにとって、お母さんにとっての相談先みたいな形に、保育園、幼稚園、あるいは小学校も含めてなっていくと、「発達障がい」に限らないのですけれども、いいのではないかなという感じがしました。

あと、先ほどの「ピアカウンセリング」のところのお話で、お母さんはいったん受け入れると、すごく強くなるのだけれど、お父さんがなかなかと。お父さんはお友達ができない、障がい児のお父さんということでの仲間がなかなかできないということだったので、そこも、「ピアカウンセリング」の時に是非、一工夫、何か作業を入れると、お父さんは仲良くなるそうですので、そういうところも流用してやっていただければと思います。

【山岸会長】 ありがとうございます。今、2点お話をいただきましたけれど。

はい、関連してどうぞ。それとこちら、連続してどうぞ。それでは島田委員さんの方から。

【島田委員】 小学校現場からお話をしたいと思います。今、どこの学校でもやはり「発達障がい」は、もう6パーセントいるというふうに言われておりますけれども、本当におります。その子どもたちをどういうふうに指導していったらいいのかというのが、やっぱりどこの学校でも大きな課題でもあるわけなのです。その子どもたちを認定するといいますが、その子どもたちをどういうふうに、そういうふうに判断するかというと、10月にどこの学校でも就学時健診があるのですけれども、その時には実際少し遅いのですね。その時にデータを調べて、そして「ちょっと気になるな」ということを、今度、幼稚園の方から聞きます。幼稚園でOKというところもあるのですけれども、「ちょっと気になるわ」と

いう情報が入ります。そうすると今度、親御さんに相談をして、そして「じゃあ今、手帳を持っているのか云々」とそこから始まるのです。その時のお母さん方の反応では、まだOKというの、なかなか出しません。ですから、就学時健診の時に、そこが出発ではすでもう遅いということがあります。ですから、今の「5歳児健診」とか、それ以前の問題で何かそういう手立てがあれば、小学校の方は今もうどこの小学校でも、その受け入れ体制というのはきちんとするように努めておりますので、是非そういうふうな方向にいくと、ありがたいなというふうに思います。

【山岸会長】 ありがとうございます。小学校現場の一種の切実な願いのようなことが伝わってきましたが。では、こちらの大西委員さんどうぞ。

【大西委員】 私、長女が4年生で、まさしくこの冊子に書いてある通り「発達障がい」です。実はADHDがメインで、二次併発というか知的障がいも少しずつあるということになっています。一応、「3歳児健診」を受けて分かったのです。療育手帳はIQ68、B2ぎりぎり取れたのですけれども、先日返納しました。IQテストのみだったので、療育で102までになって、「もう駄目ですよ」となったのです。それまでに一杯いろんな知能テストを受けて、本人は全部覚えていて書いてしまったのですけれども。なかなか発達障がいに関しては知能テストだけだと判定できないと、先ほど藤本先生がおっしゃっておられたのを、すごく痛感しているのです。県の児相でテストを受けて、療育手帳を返して。療育手帳は市町村ですね、僕は3か月くらい返すのを忘れていて返しに行ったのですけれども、その情報というのは伝わってなかったみたいで、そういった市町村と県との連携ということを、きちっと密にできるような施設、仕組みづくり。先ほどのワンストップというか最初の相談できるところで、実は私今日ここに来る前にもお母さんたちの座談会に参加させていただいたのですけれども、最初に分かった時点で、どこに相談に行けばいいのか分からない、というところがやっぱりあるみたいで、児相というのは分かるのですけれども、「児童相談所って、発達障がいって関係あるの」と。例えば、「いじめだとか家庭内暴力とか、そういったことで相談に行くのではないの」みたいな感じで、最初に「児相に相談に行って」と言うと、びっくりするというお母さんもいらっしゃるのです。ですから、そういったネーミングの問題というのものもあるのかもしれないのですけれども、「発達障がい」に関しても何か全部をそこでできるような施設、福岡とかは福岡市発達障がい者支援センターとか5カ所つくって、そこに行けば「発達障がい」に関してすべて相談できるという場所があります。

あと、地域での啓蒙活動ということで、うちの小学校同級生で津久見出身の子どもさんがいらっしやるのですけれども、1学期は津久見の小学校に行っていたそうです。ただ、地域、学校、親族、すべてに受け入れられなくて、お母さんの居場所がなくなったのですね。それで大分に引っ越したそうです。引っ越して小学校を回って、うちの学校がいいからといって来た、というような人もいます。なかなかその学校現場でも、すごく温度差があると思うのです。私も、入学の時にいくつか学校を回ったのです。やはり、学校の雰囲気とか、お話した時にすごく発達障がいに対する理解度の低さがあるのかなと思います。すごく温度差を感じて、私のところも実は校区外から通っています。そういった遠方の学校に通うために引っ越した人が、何人も私の周りにいるのです。その辺の学校の理解度というのを、上げてほしいというのがすごく1つあります。

さっき、「お父さん方のネットワークづくり」というふうにおっしゃったのですけれども。これはもう何というか、僕は「発達障がい」って病気じゃないし、特徴だと思っているので、別に「発達障がい」が子どもにあったからといって引くことないなど、みんなに言って回っているのですけれども、確かに「発達障がい」のところの親御さんは、お母さんしかみえないというのがあって、それはすごく痛感しているので何とかしていきたいなと思っています。

【山岸会長】 ありがとうございます。いわば当事者という立場から、いろんなことについて、今お話いただきました。そして、受け入れる学校とか地域とか、そういうことが1つ、今、出てきました。それから、「父親がもう少しこれについて加わってはどうか」というご意見に対して、大西さん自身は私も地域で存じ上げているので、本当にお父さんとしてよくやっておられるなと思うのですけれども。そういうオープンな方ばかりになれば、だいぶまた違うのではないかと思うのですけれども。

はい、他にいかがでしょうか。それではどうぞ。

【米倉委員】 少し、離れるかもしれないのですけれども、実は、引きこもり。この「高校から就労」のところで、「引きこもり支援」とかということで最近力を入れてもらっているように思うのですけれども、高校の選択というところで、「発達障がい」をお持ちの親御さんはとても迷われて、特別支援学校は「知的障がい」がある場合と肢体不自由児の場合というのは枠が広いのですけれども、情緒に関する枠はとても狭くて、特別支援学校の選択というのもなかなか難しい。でも地域の高校に行くとなかなかその中では、うまく乗り切っていけない。やっぱり、もう少し個別的な時間が必要であったり、支援が必要であ

ったりするということで、高等部に関して少し「発達障がい」があって、思春期、中学、高校生になって二次障がいを重ねてくる子どもたちの受け皿となるところが出来ていけばいいな、という思いがあるのですけれども。

【山岸会長】 そうですね。ありがとうございます。それこそ今、小さい時に発見する、見つけるということだけではなくて、今度はその人のずっと生涯そのものを社会全体が見守る、それから保障していくという仕組みが出てくるのが、最後は求められると思うのです。そういう角度からの米倉先生からのお話だったと思います。

そうしましたら、4時までには時間が少し迫ってきました、もう2つ残っています。そちらを先に、移ってよろしいでしょうか。

【土居委員】 もう1点だけ。

【山岸会長】 はい、どうぞ。土居先生。

【土居委員】 発達障がいの件なのですけれど、幼稚園、保育園現場におきまして6パーセントという、それ以上の数があるのではないかと考えております。これを対応していくのは、大分県は非常に個々ではやっているのですけれど、現場において大体病院の先生との意見は一致するのですけれど、やりようがないのですね、実際に。毎日、そこに支援する人がいないと対応はできないのです。判定があって、方向性がある。最終的には、やっぱり人材の配置というのができない限りは、これはもうクリアできないと思っているのです。

学問的にはいろいろやっていくのですけれど、現場で当たる人たち、小学校にしてもそうだと思うのです。特に幼稚園、保育園というのは「ちょっと手がかかるね」で済んで、その現場で目一杯頑張っているというだけの話になってきて、多分6パーセントというところですので、グレーゾーンを含めると1割になってくるのです。1割ということは、これはもう当然こういう支援員としての配置をしていくべきだと思っています。これは、各園の頑張りでクリアしているだけのことだと思えます。うまくいったケースもかなりあるのです。療育機関と連携を取って、そのところかなり回復して通常の生活ができていて、小学校でも十分、力を発揮できているというケースが。特に3、4、5歳の間に携わっていくということが非常に大切です。

それともう1点が、このいわゆる療育に関して、診断書というのが必要になってくるわけです。グレーゾーンの子に「診断しなさい」と言ったって、「診断をどこで、誰がするのですか」と。そして、お医者さんに行っても4歳の後期ぐらいでないと、なかなか診断書

が出ないのです。ただ、傾向ということは恐らく専門医の方、専門家の方だったら分かるわけです。そこから、判定委員を是非、県でつくっていただいて、「恐らく、この辺では何割ぐらいの子が該当します」、「こここのところをどういう形でやっていきたいと思いますか」というような加配をやっていくと、多分、小中高であまり困らずというか、費用も掛からず、いけるのではないかなという気がします。

そういうのを受け入れやすくしていると、社会にそういう人が出てくるのですけれど、もう大変だから何らかの理由をつけて、公的機関も私立もいろんなところがあるのですけれども、何となく断るといような傾向が多少あるのです、やはり。だからそういう部分は入りやすくして、お母さんたちに少し余裕を持たしてやって、集団教育の中で療育センターとかと連携を取ってやっていくという。これは、今あるシステムをくつつけるだけで、難しいことではないと、常々思っています。これが、担当課が教育委員会であったり、よく言うのですけれども、福祉であったり、僕らの私学であったり、あと相談所であったりとかいうことで分かれているので、難しいのですけれど。これは取組めば、かなり期待できるのではないかなと思いますので、是非、真剣に考えていただきたいなと思っております。以上です。

【山岸会長】 ありがとうございます。それでは、今のことも、先ほどから出た意見とマッチングするところがいっぱいあったかと思しますので、お願いいたします。

それでは、次の方へ進んでよろしいでしょうか。少し時間が迫っていますので、15分ぐらいでここを進めさせていただきたいと思っておりますけれど、幼稚園と保育所の連携ということです。「こども園」というようなことも今は出てきているのですが、事務局の方から、また最初お願いいたします。

【石塚課長】 8ページ以降でございますけれども、「幼稚園と保育園の連携について」は国の動きなどもありますので、議題としてあげているところでございます。

資料の9ページでございますが、「保育所・幼稚園・認定こども園・認可外保育施設の比較」ということで大分県の現状というところでございます。表になってはいますが、少し濃くなっているところを見ていただきたいと思いますと思っておりますが、各施設につきましては所管が、例えば「厚生労働省」、「文部科学省」、「両省共管」など分かれておまして、県においてもまた分かれているというような現状がございます。

そもそも、その「役割」といたしまして、保育所は「日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児を保育すること」という福祉的な面がございます。一方で幼稚園に

つきましては、「幼児を教育、保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する」と。文部科学省ということで、教育の面が重視されております。また「認定こども園」という両方の機能を備えた施設というものが近年出来ておりまして、大分県でも19施設ほどございます。「認可外保育所」につきましては、認可を受けておらず法的な助成などがなく、というようなことでございます。「対象児童」は、保育所は0歳から就学前、幼稚園は3歳以降となっております。

一番下の方に「施設・利用者数」がありますけれども、保育所は大分県に約280カ所、幼稚園は約200カ所、認定こども園は19、認可外保育施設につきましては、院内保育などもありますけれども133施設となっております。傾向といたしましては、共働きですとか経済状況の悪化というものもありまして、共働きが増えて保育園のニーズというものが、全国的でも同じですけれども高まっております。幼稚園におきましても、預かり保育といって、午前中とかだけではなく夕方近くまで預かるというようなケースも増えているところでございます。

次の10ページと11ページですけれども、国におきまして「子ども・子育て新システム」ということで議論がされているところでございます。上の方の丸2つにありますけれども、幼稚園、保育園、それ以外のものと、就学前の児童の状況等は様々ではありますけれども、すべての子どもについて支援をしていこうと。また、それに伴って「幼保一体化」と、「こども園」と言われていますけれども、幼稚園、保育園を一体化した施設にしようというところでございます。

その次のページでございますけれども、その「幼保一体化の具体的な仕組みについて」ということで「給付システムの一体化」とありますけれども、地域における学校教育・保育を市町村が計画をつくって、計画的に整備しようとする。また、指定制度、介護保険のような形ですけれども、指定制度を導入して保育事業の量的拡大、待機児童の解消というところがあります。また、今、分かれている幼稚園、保育園の給付について、一体化をしていこうというところでございます。今の検討では、幼稚園、保育園を一体化して、幼稚園については、幼稚園独特のニーズというものが一部のところでありますので、幼稚園は一部希望するところは残りますけれども、他は一体化しようというような取組でございます。

ただ、この国の議論につきましては、今議論されています「税と社会保障の一体改革」と併せて議論されておりますので、それ自体が2010年代半ば以降というような少し曖昧な形になっています。本格的な実施となるとそれぐらいの時期にはなりますけれども、いず

れこういう制度改正を行うにあたって、大分県でも準備をしていかないといけないかな、と考えているところでございます。

幼稚園、保育園についての説明は以上でございます。

【山岸会長】 ありがとうございます。それでは、この「幼保一体化」と言っていていいでしょうかね。これについては、いかがでしょうか。どんな角度からでもいいです。そしてこの後、多分、少子化の進む中で、それこそ女性もいろんな意味で仕事に就いていく、そういう中で求められるところが大きいのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

はい、どうぞ藤原委員さんから。

【藤原委員】 私、保育園も幼稚園も専門的なことは分からない立場で、働きながら、保育園に2人の子どもを10年間通わせたという立場で、お話をさせていただければと思うのですけれども。私は子どもを出産した後、3カ月経って首が据わったころから保育園に預けて、もう本当に助かったのです。2人の子どもを就学前まで、幼稚園には一度もやらずに「育ててもらった」という感じでありがたいのですけれども。一方、幼稚園に通わせているお母さんたちから見ると、短い時間で早く帰ってくるから、行ったらすぐ帰ってくるということで、少しお母さんにとっては休息时间なのかなとは思っているのですけれども。一体化ということになったときに費用の面がやはり、保育料と、それから幼稚園の場合はどういう呼び方をするのか分からないのですけれど、そちらの費用面というようなものがあるので、一体化したときに、そういう家庭に掛かる負担というものもあるのではないかなということも少し考えていただければと思うことと、あとは、幼稚園は教育ということも加わってくるので、保育所で教育をしていただければ、大変私は助かるなと思っています。それは、「保育園にいた子と幼稚園にいた子が、どこか違うんじゃないかな」というのが、今でも少し思っていたりしますので、仕組みが良い方にいけばいいなと思いました。

それと、もうあまり発言する時間がないと思うのですけれど、最初の方にお話をされていた、子どものことならどこでも相談できる施設があるといいな、ということをおっしゃっていて、本当にそう思います。障がいを持っている子どもも、少し何か問題を持っている子どもとか、それ以外にもお母さんとして疲れているときとか、この番号に電話すれば絶対に何か答えてくれるというようなところが、恥ずかしくないような、親として引け目を取らずに相談できる場所があるといいなと、まだ今でも子育て中ですが、本当に切実に思っています。よろしくお願いします。

【山岸会長】 ありがとうございます。それでは、最初の部分についていかがでしょう

か、何か。負担のことについては、なかなか話題に乗りにくいのかもかもしれませんけれど、この点どうなのかということだったのですが。

【石塚課長】 この制度自体、まだ不透明な部分がありますけれども、今は、保育所は福祉的な観点があります。所得に応じて料金が決まりますので、高額所得者の方についてはかなり高めに感じる方が多いかなと。幼稚園については一律ですので、恐らく、一体化になれば、それは統一されるようなことにはなるかと思います。保育については、他の医療とか介護などの費用割合、1割とか3割負担というのに比べて非常に高い設定になっていますので、それは財源との見合いになりますけれども、そこも国においてもまた議論が進んでいくのかなと。低くなるかどうか、低くなる方向が基本的な方向かだと思いますけれども、そういった方向に議論が進むのではないかというふうには思っております。

【山岸会長】 よろしいですか。あとは、ワンストップの相談ということもあったのですが、そのことも含めてで結構です。いかがでしょうか、何か。

それでは、仲委員さんから、いいですか。

【仲委員】 今、幼稚園のことについてお話されたと思うのですが、うちの長女が今、幼稚園の年長さんで行っているのですが、私立幼稚園は今、送り迎えなしで3万円弱かかります。結構、家庭にかかる負担というのはすごく大きくて、2人行かせるか、行かせないか、ということで、かなり悩むお母さんたちも多いと思います。認定こども園というのですか、私の妹が正社員で働いているので、保育園に行かさずにこども園に行かせていたのですが、かなり高額だったので、専業主婦の私とかはとてもじゃないけれど預けられる金額ではなかったということを覚えています。

それと、私立幼稚園の補助があるのですが、それが、第1子が小学校3年生までに限るということで、第1子が小学校3年生の場合に幼稚園のお子さんが2子、3子というふうに数えるというのですが、うちの子どもたちは5歳間が開いているのですが、そうすると年少さんの時にしか掛からないということで、またそれで幼稚園に行かせるかどうかということで悩むところになるのです。そういった関係で、また幼稚園に行かせないと母親の負担が多くなるということで、またいろんな虐待とかいうものにつながると思うので、認定こども園とか幼稚園とか保育園とかも、そういう保育料とかいった問題も、また少しずつ考えていただきたいのと、そういった年齢差が開いて生まれる兄弟というのが、かなり今多くなっていると思うのですが、でも、「3年生まで」という規定が、私はどうして3年生までなのかというのが、まだ理解できなくて。もう少し小学校6年生ま

でとか、そういった形で補助してもらえれば、もう少し行ける人も多くなるのかなと思います。

【山岸会長】 はい。そういう意味では、制度上の問題が多少ありそうですが。藤本先生はいかがでしょうか。

【藤本委員】 先ほどのワンストップのお話なのですが、私は、障がいがあるとか無いとかに関わらず、子どものこととか、家庭のこととか、いろんなことを受けるところが、いろんな複数の「このことはあっち、そのことはこっち」というのではなくて、役所のどこかの課でとりあえずここに相談すれば、トレーニングされたソーシャルワーカーのような人がいて、「あなたの場合は、次はここに。できれば児相に行ってください」とか、「こうしたら、こういう施設でこういうことが受けられますよ」と。いろんな受け皿もいっぱいあるけれども、それぞれの人が、受け皿とか、あるいは施設のそういう相談室に行くのではなくて、とりあえず最初の窓口は、ワンストップと言わないかもしれませんが、「ここに相談すれば方向付けが必ずできますよ」というものですね、各市町村がつくるか、県なら県がつくるか。児相の中の電話相談みたいなのところも、電話相談の事業がもっと拡充されて、「電話相談すれば方向付けだけ是可以する」というようなものにとすると。だから本当の望むところのワンストップではないかも分からないけれど、しかし、本当の皆さんが望むようなワンストップというのはなかなか難しいことでしょう。いくつもはできないので。拠点的にそういうものでやっていくのが一番いいのではないかなと思います。

【山岸会長】 なるほど。今の仲委員さんのこともそうですよね。考えてみたら、「学年が開いているのだけれど、どうしているのだろうか」ということについて、必ずそれを受け答えがしてもらえるところがあれば、安心材料になるし。そして、そのためには電話等の相談窓口なる人のトレーニングがとても大事になるかと思うのですが。同時に、そこですぐ答えられないときに少し待っていただいて、そして「児童相談所かな」とか、場合によっては「ここかな、保育所かな」とか連絡した後で、また相談してきた方にこちらから応答できるような、そういう形になれば、だいぶ違うかなというふうに、今お話を聞いて思いました。

他にどうでしょう。はい、どうぞ。後藤委員さん。

【後藤委員】 保育園連合会から来ました後藤です。先ほど、保育園では養護で、幼稚園では学校教育法で教育ができるというふうにお話をなさっていたのですが、保育所は養護と教育を打ち出していますので、保育園でももちろん教育はしております。遊びな

がらの数とか、いろんなこともできますし、現場ではその教育も取り入れながら保育をやっていますので、決して保育園で教育はしていないということはないので、そこ辺はご安心ください。申し添えます。

【山岸会長】 ありがとうございます。若干の認識のズレを、今、修正していただきました。

他に何かいかがでしょうか。釘宮委員さん、どうでしょうか。福祉の方の観点から何かあれば。

【釘宮委員】 私も認定こども園というのは、やっぱり幼稚園と保育所とをまとめて、結局その保育料にしても、そのご家庭に合ったような形で決めていけばいいと思いますので、認定こども園というのは、どんどん増やしていってもらいたいと思っているのですけれども。保育所と幼稚園ということになると、それぞれ、もう今まで経営をされてきた方々とか、そういった方々の考えがどんどん変わって行って、認定こども園というのを増やしていけるような感じに、今現状としてなっているのかというのが、知りたいところです。

【山岸会長】 そういう現状、県内ですね。大分県内で今、認定こども園が増加しているのかどうなのか、ということなのですが、それはもうつかんでいる情報だけで結構ですけど、石塚課長さんのところで、何か。

【石塚課長】 一応、今、認定こども園 19カ所県内にございますけれども、それはここ2年間ぐらいで急激に増えておりまして、2年前ぐらいは1桁程度だったのですけれども、大分県でも比較的、設置、認定が進んでいるというふうに考えています。

【山岸会長】 よろしいですか。今のようなことで。

はい、関連してどうぞ。

【土居委員】 土居ですが、先ほど、仲さんが言われた就園奨励費の件ですけれども、1年ずつ少しずつ上がってきていると。また頑張って交渉していきますので、ご期待ください。

それと、認定こども園の件なのですけれども、大分県も非常に熱心に取り組んでいただいておりますので、ここ2年間で今言ったように20近くになって、九州でも数だけはどうか増えてきているのですけれども、通園している人のアンケートを取ると、非常に好評なのです。各県でもそうだし、好評なのですけれども、認定こども園というのは、仲さんが言ったのですけれども、「下の子どもが通ったら、とっても高かった」と。これは、幼稚園の機能だけしか持っていないところは高くなるのです、支援がないので。幼稚園と保育園の機能を持っているところは、大分県の場合は第3子とかであれば無料だし、きょうだい割引にも

該当しますし、非常に有利なのです。だから、一口に認定こども園といって良い悪いと言えないのが、組織上の制度がまだ固まっていないところがありまして、それで断面を見ていくと、高いなとなったり、いろんな形になりますけれど、多分、向かうところは、幼保の一体化というのでいつか来ると思います。大分県としては、この認定こども園という、ベースになるプランでありますので、これを真剣に取り入れて考えて充実していくことが、今後の幼保の一体化に向けての布石となってくるのではないかなと、私ども思っておりますので、是非そんなふうを考えていただきたい。

それとあと、幼稚園、保育園、似たような組織で分かりにくいのですが、やっぱりお互いに良いところがあります。ここに「連携について」という部分で、是非、研修制度とか一緒にやって学び合うということをやっていないと、小さいところで競い合っても、大分県自体落ちこぼれになる可能性があるのです。やはり、子どもというのは大分県ですと育つわけではないし、外にも出ていきます。基礎のところを上げていかないと、やはり良い子というのは育ち上がっていかない。そういう学び合いの機会を、今、随分つくっていただいています。年に何回かはつくっていただいて、まず知ることから学び合いというのは始まるのではないかと思います。この場をお借りして、お願いしたいと思っております。以上です。

【山岸会長】 ありがとうございます。今、認定こども園についての前向きな意見をいただきました。

そうしたら、棕野委員さん、どうぞ。

【棕野委員】 タイトルが「幼稚園と保育所の連携について」でしたので、私も土居委員のおっしゃった通りに、連携していくには研修を一緒にやっていくというのが一番いいのだらうと思いましたが、前の課題ともかかって一番今悩んでいるのが、「発達障がい」のお子さんの支援ですので、例えばそういうことの研修を一緒にやると。その場合に、小さいところ、特に認可外の保育園なんかは、なかなか職員を研修に出しにくいと思うので、人繰りが難しいという、公的支援がないとか、そこにも是非、配慮をしていただきたい。認可外の保育園の職員も研修に参加できるような配慮をいただきたいと思っております。結構な数が、先ほどの資料でありましたので。

それから、もう簡単にしますけれども、国のシステムの話言えば、これも土居委員がおっしゃった通り、世界的に見て就学前の保育、教育に力を入れることが、その後の人材の育成にとって非常にプラスだということで、OECDなんかのデータも出ていて、どこ

の国も力を入れ始めていますので、それが1つあるのだらうと思います。方向としては、ここに力を入れていく。そして、確かに保育園の指針の中にも教育が入っていますけれど、一般的にはやはり「幼稚園は教育」、「保育園は養護」と思われているので、親が働いている、いないに関わらず「同じ内容の、同じ質の教育を受けられるのだ」ということをはっきり出すためには、やはり方向としては一体化が望ましいのだと思います。それはもちろん国のシステムで、さっき課長のご説明があった通りに財源の確保が大前提ですので、消費税が上げられるかというような話とセットで、これは県としてどうこうとか、我々がどうこうということは難しいかもしれませんが、方向としては、そういう就学前の子どもたちに良い保育、教育をする。その家庭に任せると、家庭の差がそのまま子どもに出るのですね。よく「貧困の再生産」みたいなことも言われますけれど。親御さんが生活に追われてしっかりした保育、教育を家庭で受けられない子どもに対しても、良い保育、教育を保障していく。これが、県民全体にとってもプラスなのだということをしっかり申し上げたいと思います。

あと、いろいろと費用の話は、どこに行くかによって費用が違うというのも、これも不公平な話ですので、当然、新システムでは、そこを公平にしていくということになるかと思っています。それをどこまで安くできるかは、財源がいくら取れるかということの見合いなので。私はいろんなところで言うのですが、「子どもにお金を掛けるのはとっても重要だから、少しぐらい消費税上げてくださいと、みんなで言おうね」というような話をしておりますけれども、それ見合いだと思います。

【山岸会長】 ありがとうございます。それは稲を育てるのと一緒に、苗床をきちんと育てるということだと思えるのですね、椋野先生のおっしゃったのは。そのところにお金を掛けるというのは、決して惜しいことではないということで、再認識させていただきました。

他にあるかと思いますがよろしいでしょうか。もう1つ議題がありますのでよろしくお願いいたします。

最後は、先ほど大西委員さんもおっしゃっていた男性の参加も含むと思うのですが、「④企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進について」と、特に「企業における」ということが付いております。その点について、事務局からまた簡明に説明お願いできればと思います。

【森光課長】 私、商工労働部に属しております労政福祉課長の森光と申します。よろし

くお願いいたします。

それでは資料の13ページからご覧いただきたいと思います。少子化が進む背景の1つに、仕事と子育ての両立が困難な国内の企業の雇用環境がある、ということが指摘をされております。企業で働く人たちが男女ともに仕事でしっかり力を出しながら、同時に安心して子どもを産み育てることができるような、職場における仕事の進め方とか働き方、雇用環境をつくっていくことが大切なのです。現在、共働き世帯が国内で半数を超えております。そういうことの中で、子育てにおける父親の担う役割は、非常に大きくなっておるということであるのですけれども、この13ページは、県が毎年、県内の1,000事業所にアンケート調査を行ないまして、790事業所から回答をいただいたものから整理したものの抽出です。この中で、「育休を取得した者」を書いていますけれども、左側が女性、平成22年が「育児休業の対象者」が677人でしたけれども、その91パーセントの方が育児休業を取っております。そして、右側が男性、1,120人の方の配偶者が出産をされたのですけれども、男性で育児休業を取っている方が8名、0.7パーセントという状況でございます。100人に1人に満たない状況。「育児介護休業法」がありまして、子どもが1歳の誕生日の前日まで、従業員は事業主に「私は休みを半年取ります」と申し出れば、男性も女性も育児休業は取れる制度になっております。ですけれども、こういう状況がある。やはり、これがすべてとは限らないのですけれども、1つの象徴的なものでありますので、ワーク・ライフ・バランスという、こういう環境を少しでも育児休業をできる環境を、企業につくっていただくような働きかけをやっていきます。次のページをご覧ください。

『『おおいた子育て応援団』の認証制度』ということをやっております、今「次世代育成支援対策推進法」というのがございまして、従業員101人以上抱えるところについては、仕事と子育ての両立のための「一般事業主行動計画」というのを作ることが義務化されております。県内の事業所の大多数は、従業員100人以下の中小の事業所でありますので、そういうところをターゲットに、是非、「一般事業主行動計画」、いわゆる子育てと仕事の両立の計画を作ってくださいという働きかけを今やっております。そういうのを作ってくださったところを、「おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）」というふうに認証いたしまして、ホームページとか広報誌に掲載をして、応援をしておるところです。この559社のうち従業員100人以下が約7割でございます。

それから、その下の「子育て支援企業ステップアップ事業」。これは22年度、昨年度からやっておるのですけれども、やはり県内で具体的にワーク・ライフ・バランスにシッ

りと取組む、とりわけ男性の子育て支援に取組むモデル企業を作り出していこうということで、アドバイザーを派遣するとともに、奨励金を交付する中でモデル企業の育成の応援をしております。昨年5社、今年5社、取組んでおります。

それから、15ページの2番目でありますけれども、それ以外の県内企業でも「是非、うちはワーク・ライフ・バランスの取組をやりたい」というところがあれば、県がアドバイザーを派遣するという取組をやっております。更に、ワーク・ライフ・バランスについては、県内企業を回ってみますと、やはり経営で収益を出すということが最優先課題でありまして、どうしても優先課題になりにくいというような認識がある。しかしながら、やはりこれから少子化が進む中で、良い人材を集めていくためには、ワーク・ライフ・バランスが重要だということで、そのセミナーの開催を11月に、7月にも一度開催をいたしましたけれども、11月に有名な講師を呼んで研修をするということにしております。

それから、4番目、5番目は今年度新たな事業であります。4番目はワーク・ライフ・バランスを企業に導入する場合の課題の把握について、県内企業にアンケート調査をやり、その課題を検討しようということです。今日は経営者協会の大塚委員さんはみえていませんけれども、経営者協会というのは労使関係の使用者側の団体でありますけれども、使用者側団体自らその県内企業に協力して、その調査、研究をやっていただいております。また、その中で労務とか人事の担当部長さん、課長さんに集まってもらって、真剣に今、意見交換していただいているという状況でございます。

それから、5番目でありますけれども、21年に国、県、労働団体、商工団体の8者で、子育てを応援しようというふうな共同宣言を出しておりますので、これに向けた地道な情報交換なり、推進に向けた取組をするための推進会議を今年度、設置したところでございます。以上でございます。

【山岸会長】 ありがとうございます。少し急がせてしまって、大変申し訳なかったのですが。それでは、このワーク・ライフ・バランスの推進ということについて、これも子育てには重要なポイントかと思っておりますので、いかがでしょうか。どなたからでもいいのですが。山下委員さんいかがでしょう。

【山下委員】 なかなか地域支援にまだまだ認められていない「おやじの会ネットワーク」の山下です。是非とも資料の表の端っこでいいから入れてほしいなと思います。すみません。

育児休業の関係で、なかなか男性が取りにくいということで、自分はもう、ほぼ子育て

が終わるので、そういうことはないなとは思うのですが、最近、若い人も結構、おやじの会に入って、そういう意識がありそうな人は結構増えてきているなという気はします。ただ、やはり中小企業なり、いろんなところの制約が大きいのかなというふうに思っています。もっと取りやすくするには、その企業さんの考え方をもっと変えてもらうということが必要かなと思います。もし、育児休業してお父さんが会社を休むとなると、やはり企業も痛手を伴うので、その会社のOBさんを半年ぐらい、また再雇用して補充するなど、今いろんな意味で雇用というのも問題になっているので、いろんなそういう積極策みたいなものを取り入れられるような、何か一体となった話合い等があるといいかな、というふうに思っています。多分、僕が休むのだったら会社にも迷惑を掛けないように、そういう何か支援策があるといいなというふうに思っています。

あとは、時間の使いようだとか、いろいろ残業だとか、なかなか効率よくやっていかないといけないなというふうに、個人的にも、もっともっと身近なところで、そういうふうなセミナーだとか、そういうのがあると、もっといいかなと思います。

おやじの会の集まりもありますので、これをテーマにして商工労働部さんと話し合う機会も持てたらいいかなと思いますし、11月23日に第3回の大分県内のおやじの会を集めて座談会をしますので、その時に2番目のテーマの発達障がい児だとか支援学級をテーマにした分科会もありますし、もちろんワーク・ライフ・バランスというのも1つテーマにして、おやじの会で議論をしていければいいかなというふうに思っています。

以上です。

【山岸会長】 ありがとうございます。働くことが基本になる年齢層なのだけでも、家庭もそれから地域もということで、今、おやじの会というのをつくっておられるわけですが、

関連して、何かご意見ございませんか。よろしいでしょうか。藤原委員さん、どうでしょうか。商工関係ですと、このことには関係があるかなと思うのですが。それから最後にもう1人、渡部委員さんからもお願いしたいと思いますが、どうぞ。

【藤原委員】 制度的には、よく分かるのですが、私の仕事の関係では商工業者でしかも小規模な事業所が多い関係で、男性が休みを取った場合に、その仕事を代わりにしてくれる人とか、それこそバランスなのですが、確保しにくいところが多いと、皆さんも予測されると思うのですが、その中で「どうやって育児に対して理解を」ということになるのでしょうか、やっぱり社会の全体の流れとして「当たり前なのだ」と、

子どもを育てるのは男と女が育てるのだから「当たり前なのだ」という流れを、今、もうかなりそうになっていると思うし、若い、うちの職員でもそういう育児に関わる時間は長くなっていると思います。昔の私の父親の代とかに比べればそう思いますので。社会全体で制度をつかって、強制的にというか制度的に取れるような仕組みと、あとは大きな流れとして「当たり前なのだ」というような意識の改革が必要なのではないかなと思います。そうすることで、バランスを取って皆さんで協力できる体制が出来る、何か智慧を生むことができるのではないか、というところしか、まだ私の方からは言えませんので。大きな企業の方の場合は、また違うやり方があると思いますので、小規模な事業所の場合はそういうことだと思います。

【山岸会長】 はい、実情をととてもよくお話をいただけましたと思います。

渡部委員さん、どうぞ。

【渡部委員】 渡部と申します。子どもを育てながら働いている中なのですが。ワーク・ライフ・バランスというのが、そもそも企業の成長戦略の中の1つとして位置付けられていると思うのです。それが、「育児をしている人たちの専売特許ではない」ということを、まず広報していただけないかと思うのです。自分の時間をどう使うかということが非常に重要なのであって、タイムマネジメントの考え方でしたりとか、そういったことは皆さんに共通して言えることなので。「ワーク・ライフ・バランス取れていますか」と、育児をしている身として聞かれる分には、すごくありがたいと思うのですが、それで帰る口実になったりとか、「じゃあ、ちょっときついで帰らせていただきます」というようなことも言いやすいのですけれども、それを理由にはしたくないのです。みんながそれぞれ自分の時間をどう使うか、効率的にどう仕事をしていくかということ、まず第一段階として頭に入れてもらって、どう働きたいか、そしてどう自分の人生を過したいかということ念頭に、働いていると思うのです。仕事をしながら子どもを産むという選択にしてもそうですし、それは男性にとっても全く変わらないことだと思うのです。家庭を持った、子どもを産んだ、では自分がどう働いていくかと、いうことなので。ワーク・ライフ・バランスについて、きちんと周知してもらいたいという気持ちが一番にあります。

以上です。

【山岸会長】 ありがとうございます。本当に一番基本になる、真髓といいたしめようか、そこに触れていただけたかなというふうに思うのですが。もうひと方くらい、どなたか、ワーク・ライフ・バランスについていかがでしょう。

どうぞ。それでは、お願いいたします。

【出納委員】 今の意見で、本当に私は、個人個人が、これは会社の問題ではなくて、企業の問題、これは労務政策の一環なのですから。そうではなくて、限られた時間に自分が全力を出してどのくらい仕事を片付けられるか、浮いた時間を自分のためと家族のために使うという、この発想をきちんと理解する。やはり、そこをしないと、ライフ・ワーク・バランスのこの考え方の基本が出来ていかないと、そのことを一言。

【山岸会長】 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。時間がもうだいぶ迫っています。それから、後で知事のコメントもいただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。そうして、また今日話せなかった分、もう1回あるのですよね。そういうことで、3回目にまたお願いしたいと思います。

それでは、私の方の運営の仕方がまずくて、時間的に大変申し訳なかったのですが、最後に知事さんからコメントをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

【広瀬知事】 本当に今日も大変貴重なご意見をいろいろいただきまして、ありがとうございました。

第1番目の、子育てと地域の支援の話でございましたけれども、大村委員から「愛育班」のお話をいただきまして、ありがとうございました。是非、ああやって関心を持っていただくと、私も「愛育班」の顧問として大変助かります。これからもよろしくお願い申し上げます。

それから、堤委員から、やはり子どもが遊んだり、あるいは情報交換したりというようなことで、ワンストップでやれるようなところがあるといいなということがございまして、実は例の「24時間いつでも子育てほっとライン」のところは、何でも相談してくださいということにしているのですけれども、それから先のところが、「では、どういうふうにしたらいいか」というところまで、なかなかワンストップで行っていないところがあります。今、電話相談を受けたら必ず、「今日の相談でどうだった」、「それで、こういう対応をする」とかというようなことでノウハウも溜まってきていますので、その辺を核にしてワンストップの体制が出来ていくのではないかなと思っております。これは、せっかくつくったものですから、しかも随分皆さんから相談も受けていますので、それを窓口にしてワンストップの広がりを持っていったらいいかな、と思っているところでございます。

それからもう1つは、家庭訪問事業の件について、後藤委員から皮切りにお話がありましたけれども、これについても今日大変重要な指摘がいろいろあったと思います。家庭

訪問事業について、藤本委員から、むしろ虐待防止みたいな感じでとらえるのが良くないと。やっぱり子育てについて、情報提供あるいは「何か困っていることがあれば応援します」という、そういう態度でやらないと、なかなか受け入れがたい家庭もあるかもしれないという、そういう基本的な考え方。それから、気長にやることが大事だという、最初「受け入れない」と言っている場合でも受け入れたいという気持ちになることもあるから、気長にやるといいというご指摘も伺わせていただきました。それから、家に出かけるというとなかなか大変なので、むしろ近くの公民館なんかに来てもらうような体制をつくるということも大事だと。いろんなところに受け皿をつくって、そこで相談をやるようにするということが大事なのではないかということで。この家庭訪問事業、アウトリーチと言っていましたけれども、ここのところは是非、充実させていきたいなど。ここのところが、我々の子育てに対する支援の盲点になっていると思いますので、今日はいろいろ貴重なご意見をいただきましたので、こういうところを踏まえながら、研修等に活かしていきたいと思っております。

それから、発達障がい者のことについても、今日、大変突っ込んだご議論をいただきまして、ありがとうございます。これも藤本委員から、1つは療育手帳が出ないということ、それからもう1つは、「1歳児半健診」、「3歳児健診」ではなかなか現れない、しかし、「就学時健診」では遅すぎる、というお話がありまして、やはり5歳児くらいでもう一度やる必要があるのではないかと。これも今、「発達障がい」の問題は6パーセントどころではないというご指摘もありまして、大変大きな問題になっていると思いますので、それも含めて考えていかなきゃならんのかなと思っております。

それにしても、この問題に対する対応の仕方として、保育園とか幼稚園のところ、よく見てもらうということが大事なのではないかというご指摘があったと思いますけれども、それに対して、幼稚園や保育園では、なかなかみきれないと、支援員みたいな者を加配するようなことも考えないといけないのではないかと、というご指摘もあったと思います。それから、高校になった時の受け皿についてどういうふうに考えているかと。これも実は、「発達障がい」の子のお父さん、お母さんから随分ご指摘をこれまでもいただいております。上野に出来ました爽風館高校なんかは、随分そういう子どもたちが利用していたりとかして、1つの方策になっているのかなと思っておりますけれども、大分だけでございますから、その全体的にどういうふうに広げていくかということも含めて、この問題もよく考えていかなければならない点だと思っております。

それから、この問題についても、やはり県と市町村が連携したワンストップの体制を取る、考えてくれというお話がありまして、これも対応にあたる我々としては、当然考えなければならぬ件だと思います。「児相と市町村の連携、情報が行っていなかった」というお話がありましたけれども、何が困って、何が良かったかというようなことをご意見いただきながら、ワンストップの体制も検討していかなきゃいかんかなと思っているところです。

それから、保育園と幼稚園の連携についてお話がありましたけれども、これは椋野委員はじめ皆さんからお話がありましたけれども、やはりこの問題については、就学前の子どもに対する教育という観点から、よく考えていく必要があるのではないかと、というお話がありまして、そういう意味で、むしろ就学前の子どもの発達ということからいって、非常に大事なポイントだにご指摘がありました。そのところをよく頭に置きながら、考えていくことが大事かなとこう思いました。

いろいろご議論ありましたけれども、やっぱり皆さんの感じでは、私もそう思いますけれども、「こども園」という方向で物事が進むのだろうということでございました。そのときに、認定こども園、今の現状では利用料金が高いという問題があるので、そこのところは、やはり公費を相当つぎ込んででも、適切な料金に抑えるというようなことも大事なのではないかと、ということもご指摘いただきました。長い目で見るとやはり「こども園」の方向でいくのかなというようなご議論をいただきましたけれども、そんな方向でこれからも考えていくのかなと思います。そこのところは、まだまだ県内のコンセンサスがあるかどうかよく分かりませんが、長い目で見て、少子化時代に保育園と幼稚園が両立するというのもなかなか難しいかもしれないという感じもしました。

それから、それにしてもやはり保育園と幼稚園の学び合い、研修の充実というのが非常に大事だという話がありまして、その場合、認可外保育園も含めて考えるようにという話をいただきました。これは、これからやはり子どもの保育、教育ということを考えるときに非常に大事なポイントだと思いますので、しっかりやっっていこうと思っております。そういう中で、いろいろコンセンサスが出来ていけばいいなと思っておるところでございます。

それから、ワーク・ライフ・バランスについても大変貴重なご意見をいただいたと思います。渡部委員からお話がありましたように、やはりワーク・ライフ・バランスというのは、育児休業という話ではなくて、むしろ経済や企業の成長戦略として考えるとい

うことが非常に大事じゃないかというお話がありまして、その通りだと思います。やはり、これからそれぞれしっかり家庭を考えるには、効率的に働いて、自分の時間をつくって、それがまた再生産の自分の勉強の時間になったりだとか、あるいはまた家庭の時間になっていくということが、非常に大事だと。そこのところが、子ども、子育ての話だけではなくて、やはりこれからの日本の活力につながるということを、もう少し意識をしてもらう必要があるのかなと思いました。ご指摘の通りだと思います。そういう観点から、せっかく商工労働部で進めているわけですから、是非そういう方向でも進めていきたいと思っております。

今日も1つ1つ貴重なご意見をいただきまして、大変ありがとうございました。是非、こういうものを頭に置きながら進めていきたいと思っています。

【山岸会長】 知事さんには大変ありがとうございました。しかも、よくお聞きくださっているなというふうに思いました。ありがとうございました。

それでは、時間になりましたので、議事については私の方、進行以上で終了いたします。それでは、また事務局の方にお返ししますのでよろしく願いいたします。

【飯田参事】 委員の皆様方におかれましては、長時間のご議論、誠にありがとうございました。今日いただきましたご意見等を踏まえまして、引き続き県といたしまして取組を推進してまいりたいと考えております。

なお、次回のこの県民会議でございますが、来年になりますけれども2月10日の開催を予定しております。また、近くなりましたら詳細につきまして、ご案内をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。それまでにお気づきの点等ございましたら、私ども「こども子育て支援課」の方まで、ご連絡願えれば大変ありがたく思っております。

本日は誠にありがとうございました。これをもちまして県民議会を終了させていただきます。